

「中間的な論点整理案」に対する意見

第7回割賦販売小委員会

12月16日 池本誠司

1、「加盟店の調査について」の論点整理（7頁以下）について

- 国際ブランドを介したクレジットカード取引における加盟店調査の措置について、加盟店への影響力を持つ決済代行業者に行方規制を課す方向で検討するという見解と、イシュー・アクワイアラー等が加盟店調査に係る義務を分担する方向で検討するという見解を両論併記としたこと（8頁）は、これまでの小委員会での議論に照らし基本的に適切だと思われます。
- しかし、加盟店調査に関する現状認識として、「加盟店の調査は、既に加盟店審査モデルを確立し効果的に運用している事業者も存在していることに十分配慮し」（7頁）との指摘については、国内アクワイアラーの加盟店調査の実情は決して十分ではないという逆の指摘もあるところです。
- そうであれば、加盟店審査の具体的な内容に関する今後の検討課題についても、以下の記述部分は、確定的な方針として記述することは不適切だと考えます。

「悪質加盟店を生じさせない体制等のしくみを求め、その手法は、契約時に最低限の事実確認を求めるほかは、契約時審査を重視するモデル、途上審査を重視するモデル等、各事業者の裁量とする方向で検討を進めるべきである。」

そこで、少なくとも次のような記述を加えるべきだと考えます。

「・・・の方向で検討を進めてはどうか。ただし、国内アクワイアラーがこれまでに行ってきた加盟店調査の手法とその実効性について、さらに検討することが必要である。」

- さらに、論点整理のまとめに当たる以下の部分（9頁）は、そこまでの両論併記の記述と異なり、イシューは与信枠等に係る規定とし、アクワイアラー等は加盟店取引気にかかる規定という区分とする方針を確定するかのような記述となっています。

「以上を踏まえ、クレジットカード会員、加盟店及びクレジットカード事業者の三者間取引を出発点として組み立てられてきた現行の割賦販売法の構造を、イシューについてはクレジットカード会員への与信枠供与等に係る規定を、アクワイアラー及び加盟店の調査・是正を実質的に行えるPSPについては加盟店の取引等に係る規定を適用するという構造に改める方向で、具体化の検討を進めるべきである。この構造の整理にあつては、実効性ある加盟店調査のため、イシューからアクワイアラーに相談苦情情報を提供することについても検討することが必要である。」

- むしろ、加盟店調査の主体をどう位置付けるかに関する今後の検討課題としては、①クレジットカード取引におけるイシューのカード利用者に対する法的地位をどのように捉えるか、②アクワイアラー及び決済代行業者のカード利用者に対する法的地位と法的責任の捉え方をどう考えるかについて、さらに検討することが必要である、という点こそ記述すべきだと考えます。

- なお、包括クレジット取引における包括クレジット業者の苦情発生時の加盟店調査義務（割販法 30 条の 5 の 2）の規定は、クレジット取引を提供する事業者は消費者に対する信義則上の保護義務として不適正な販売行為の疑いがあるときはこれを調査し排除すべき義務を負うべきであるという考え方に基づき、規定が設けられたものです。だからこそ、割販法 30 条の 5 の 2 には、割販法 1 条に重ねて、「購入者等の利益の保護を図るため」という文言を規定しています。

また、東京高判平 22・3・10（消費者法ニュース 84 号 216 頁）は、翌月 1 回払いのクレジットは、クレームを受けたとき支払いを停止すべき法的義務はないが、購入者と加盟店との間のトラブルの有無や内容の状況を確認調査する等して、むやみに購入者が不利益を被ることのないよう協力すべき信義則上の義務を有するとしたうえで、カード会社が購入者からの苦情及びチャージバックを踏まえた調査をアクワイアラーに依頼していれば、利用代金が返還された可能性が高かったにもかかわらず、クレジットカード会社がこれを怠った場合は、債務不履行に当たるという判断を示しています。

今日のクレジットカード取引は、イシューア・アクワイアラー・決済代行業者と複数の事業者が関与する取引形態となっていますが、その場合のイシューアのカード利用者に対する法的地位と責任のあり方がどのように維持され、どの点が変更されるのかを、さらに検討する必要があります。

- また、アクワイアラー・決済代行業者は、販売業者と消費者との販売契約に関する代金支払い手段としてクレジットカード決済をイシューアに取り次ぐ事務処理の委託を受けた立場であり、これは販売業者からの委託という側面もあるとしても、むしろ消費者の代金債務の決済の取次ぎの委託契約という意味が強いと考えられます。

そうであれば、アクワイアラー・決済代行業者は、イシューアとカード利用者とのクレジットカード取引について利用できる加盟店を拡大する履行補助者の地位にとどまらず、カード利用者からカード決済取次ぎの委託を受けた事業者として、不適正な販売行為の情報を知りまたは知り得たときはこれを調査し排除する義務を負うものと解すべきです。

今後の審議においては、こうしたアクワイアラー等の法的地位と責任尾あり方についてもさらに検討を深めるべきだと考えます。

2、「マンスリークリア取引について」の論点整理（11 頁以下）について

- 抗弁の接続をはじめとした消費者とイシューアに係る規定をマンスリークリア取引に適用するか否かについては、両論を併記したうえで、「今後、現行の包括信用購入あっせんとの異同を整理し、同様の規定を措置すべきと評価できる共通点があるのか」という観点から、更なる検討が必要である。」と整理している点は基本的に評価することができます。
- もっとも、その前提としての論点分析の記述の中で、次のように検討の方向性を確

定するかのような記述（10頁）は不適切であると考えます。

イシューと消費者との関係に係る規定については、引き続き、誘因性・複雑性の観点から検討する一方、アクワイアラー等と加盟店との取引に係る規定については誘因性・複雑性とは異なる観点から適用範囲を検討することが必要である。

クレジット取引における誘因性とは、従来は、分割後払いにより代金支払いの負担感が低い状態で契約を締結しがちであるという誘因性の観点で議論されてきましたが、平成20年改正における審議の中では、「割賦払いの誘因性」の観点で過剰与信防止義務の規定を設けるとともに、「加盟店にとって代金回収を考慮しない販売行為になりがちな誘因性」があるという観点で不適正与信調査義務を規定しました。つまり、平成20年改正においても、「割賦払いの誘因性」とは別の観点で義務規定を設ける判断に至っているのです。

今日のネット取引におけるマンスリークリアカード決済は、「消費者にとってネット取引の過程で直ちに代金決済手続きができる誘因性」があるとともに、「加盟店にとって代金回収を考慮しない販売行為になりがちな誘因性」があるという点で、平成20年改正時の議論の延長としてマンスリークリア取引の「誘因性」を捉えることができると考えます。

この点は、マンスリークリア取引と包括クレジット取引との異同について、割販法の規制目的との関係で引き続き検討を重ねる必要があると考えます。

- そうであれば、10頁の上記記述部分においても、少なくとも、次のような記述を加えるべきだと考えます。

「・・・適用範囲を検討することが必要である。ただし、クレジット取引の『誘因性』というものの意味についてもさらに検討が必要である。」